

## 柏市防災会議条例の改正概要について

### 1 改正の趣旨・理由

災害対策基本法が改正（平成24年6月27日施行）されたことに伴い、関連する柏市防災会議の所掌事務と同会議委員を追加・変更するため、柏市防災会議条例の一部を改正する条例を制定し、同条例を改正するもの。

### 2 主な(改正)内容

#### (1) 柏市防災会議の所掌事務（第2条第1項関係）について

ア 災害発生の際，防災会議が災害情報を収集する事務を削除し，市長の諮問により，市域の防災に関する重要事項を審議する事務に改めること。

イ 重要事項の審議について，市長に意見を述べることを加えること。

#### (2) 柏市防災会議委員の追加（第3条第5項関係）について

ア 防災会議委員として，新たに自主防災組織の構成員または学識経験者1名を加えること。

イ その他市長が必要と認め委嘱する7名の委員については，上記規定を加えたことにより，第3条第5項8号から同9号の規定としたこと。

#### (3) その他の改正について

「柏市長」としていた各条項の記述を「市長」に改めた。

### 3 施行期日

公布の日

### 4 改正の効果

#### (1) 防災会議の所掌事務の見直しについて

防災会議と災害対策本部の所掌事務を明確にすることにより，防災会議の諮問機関としての機能が強化されること。

#### (2) 柏市防災会議委員の追加について

防災会議の主要な所掌事務の一つである地域防災計画の策定や計画に基づく防災対策について，多様な主体の意見を反映させることにより，各種防災対策の充実が図られること。